

日常生活における人権意識の高揚と実践を

～性的マイノリティと人権～

～えがおいっぱいのまちへ～

人権尊重のまちづくり



東温市立川内中学校 1年生 山崎 遥さん

東温市教育委員会・東温市人権教育協議会

性的少数者の人権

個人の性自認や性的指向は様々でそれを認め合い、正しい理解を深め、偏見や差別を解消することが必要です。

① 性的マイノリティ(性的少数者)って何？

同性に恋愛感情を持つ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいいます。

「**セクシュアルマイノリティ**」、「**性的少数者**」ともいいます。

「人は異性を愛するのが当たり前だ」とか「身体と心の性別が食い違うことなどありえない」「性別は男と女しかいない」としている社会からみて少数者という意味です。

最近では、以下のアルファベットの頭文字をとって「**LGBT**」とも呼ばれています。

Lesbian …… レズビアン (女性同性愛者)

Gay …… ゲイ (男性同性愛者)

Bisexual …… バイセクシュアル (両性愛者：同性に惹かれる人)

Transgender …… トランスジェンダー (体と心の性に違和感がある人。
体の性別と異なる性別で生きる人)

性的指向

「男性が男性を、女性が女性を好きになる」同性愛等に対して根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいる。性的指向を理由とする差別的な扱いについては、不当なことであるとの認識があるが、未だ偏見や差別が起きているのが現状です。

● 「人権擁護に関する世論調査」内閣府 (平29.10) から

Q 性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

「特にない・分からない」	29.1%
「差別的な言動をされること」	49.0%
「じろじろ見られたり、避けられたりすること」	31.7%
「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」	35.0%
「就職・職場で不利な扱いを受けること」	29.1%
「アパート等への入居を拒否されること」	9.7%
「宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること」	6.2%

(複数回答あり)

性自認

身体の性（生物学的な性）と**心の性**（性の自己意識）との食い違いに悩みながら、社会の中で偏見の目にさらされ、社会生活上の支障を来したり、職場や学校等で嫌がらせやいじめ、差別を受け、苦しんでいる人々がいます。

● 「人権擁護に関する世論調査」内閣府（平29.10）から

Q 性同一性障害者に関し、現在、
どのような人権問題が起きていると思いますか？

「特にない・分からない」	26.7%
「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」	45.7%
「就職・職場で不利な扱いを受けること」	35.0%
「差別的な言動をされること」	49.8%
「じろじろ見られたり、避けられたりすること」	31.8%
「宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること」	7.1%
「アパート等への入居を拒否されること」	7.8%

（複数回答あり）

誰もがありのまま、自分らしく生きることができる社会にしていくことが大切であり、そのためにも、**性の多数性についてさらに理解を深め、偏見や差別意識をなくしていく必要があります。**

② 性的少数者の状況

本人が自認する性別に関して、「**身体的には男（女）だが、自分（の心）は女（男）**」あるいは「**自分は男でも女でもない、性別を意識していない**」と考える人がいます。これらの人の中には、自分の身体や戸籍上の性別に違和感を持ち、それを受け入れられない人がいます。

また、性的指向に関しても、同性愛や両性愛の指向を持つ人がいます。

性的少数者は、性自認や性的指向を理由として社会の様々な場面で偏見や差別を受けることがあります。このため、性的少数者の多くは様々な悩みや生活上の困難を抱えています。

国内では、7.6%の割合で存在すると言われています。



③ 様々な動き

近年、性的少数者に対する関心が高まってきています。いくつかの地方公共団体では、性的少数者に配慮した条例を制定しています。また国においても、文部科学省が小中学校における対応方針を通知するなど動きがあります。

海外においては、多くの国で同性カップルが異性カップルと同等の権利を有することを規定した法律が制定されています。



レインボーカラーとは
虹は7色ですが、6色のレインボーカラーは、性的マイノリティの活動のシンボルとして使われます。

④ 私たちがしなければならないこと

- まずは、正しい知識を持ちましょう。
性的マイノリティの多様性を理解したうえで、相手の立場に立つことが大切です。
- 「自分とは違うもの」「自分が理解できないもの」をタブー視しないようにしましょう。
- 関心を持って問題に取り組みましょう。
特に性的な問題に対しては、「触れない、触れられない」方がいいと思い、この問題を知らなかった、考えてもいなかったとにならないようにしましょう。

人権に関する相談先

■東温市

地域包括支援センター	TEL 089-955-0150
重信教育相談室	TEL 089-964-3437
川内教育相談室	TEL 089-966-6150

■松山地方法務局

みんなの人権110番	TEL 0570-003-110
子どもの人権110番	TEL 0120-007-110
いじめ相談ダイヤル24	TEL 0570-078-310
(PHS・IP電話)	TEL 089-960-8522
女性の人権ホットライン	TEL 0570-070-810

■愛媛県総合教育センター教育相談室 TEL 089-963-3986

